

# 特定保健指導実施方法について 対象の方は必ず受けましょう!

特定保健指導の対象となった方は、ご自身のライフワークにあった方法で特定保健指導を実施することができます。

## ① 人間ドック受診当日の特定保健指導

人間ドック当日の保健指導が実施可能な健診機関で人間ドックを受診した場合、希望により人間ドック当日に特定保健指導(初回面接)が受けられます。

## ② 巡回型特定健診(現職組合員の女性被扶養者の方のみ)の特定保健指導

巡回型特定健診受診者の方が特定保健指導の対象となった場合、委託業者(株)あまの創健が実施する特定保健指導(初回面接)を受けられます。

※一部会場では、健診当日に実施することができます。それ以外は、後日ご案内がご自宅に届きます。

## ③ 委託健診機関での特定保健指導

特定保健指導を実施している委託健診機関で受けられます。

特定保健指導利用券を発行しますので、到着後、健診機関に直接お申し込みください。



## ④ 個別訪問型利用での特定保健指導

委託業者(株)ベネフィット・ワンのスタッフが、組合員の方の勤務先へ電話連絡しますので日程等を調整していただき、希望する日時・場所で特定保健指導(初回面接)が受けられます。

※被扶養者の方が実施対象者の場合も、組合員の方の勤務先へ電話連絡しますので、予め被扶養者の希望日・希望場所等を確認のうえお答えいただくか、または、被扶養者の方の連絡先(携帯電話等の番号)をお伝えください。

## ⑤ 事業所型利用(組合員の方のみ)での特定保健指導

共済事務担当課において実施対象者を一括とりまとめ(初回面接の日時・場所等の決定)のうえ(株)ベネフィット・ワンへ連絡(メール)します。

組合員の方は、所属所が指定する日時・場所で特定保健指導(初回面接)が受けられます。

※事業所型を利用する場合は、所属所において「特定保健指導【事業所型】参加申請書」が当組合に提出されている必要があります。

お問い合わせ先 医療健康課(健康増進係) TEL 029-301-1413